

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）

※令和8年度見直し箇所については、右記のとおり記載する。

**赤字**

## 目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
重度障害者等包括支援サービス費	5
療養介護サービス費	6
生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	10
施設入所支援サービス費	12
共同生活援助サービス費	13
自立生活援助サービス費	17
機能訓練サービス費	18
生活訓練サービス費	19
宿泊型自立訓練サービス費	20
就労移行支援サービス費	21
就労移行支援（養成）サービス費	22
就労継続支援A型サービス費	23
就労継続支援B型サービス費	25
就労定着支援サービス費	29
就労選択支援サービス費	30
計画相談支援給付費	31
障害児相談支援給付費	32
地域相談支援給付費（地域移行支援）	33
地域相談支援給付費（地域定着支援）	34
児童発達支援給付費	35
(令和9年3月31日までの間の経過的サービス費)	
(旧) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費	41
(旧) 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費	44
(旧) 医療型経過的児童発達支援給付費	46
放課後等デイサービス給付費	47
居宅訪問型児童発達支援給付費	51
保育所等訪問支援給付費	52
福祉型障害児入所施設給付費	53
医療型障害児入所施設給付費	57

# ○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修課程修了者等により行われる場合	注 重複訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 身体拘束禁止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務統計用未算定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 障疾吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (2) 30分以上1時間未満 (3) 1時間以上1時間30分未満 (4) 1時間30分以上2時間未満 (5) 2時間以上2時間30分未満 (6) 2時間30分以上3時間未満 (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (2) 30分以上1時間未満 (3) 1時間以上1時間30分未満 (4) 1時間30分以上2時間未満 (5) 2時間以上2時間30分未満 (6) 2時間30分以上3時間未満 (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	× 100 / 100	1時間未満 (166単位) 1時間以上1時間30分未満 (369単位) 2時間以上2時間30分未満 (461単位) 2時間30分以上3時間未満 (553単位) ※3時間以上 (638単位に30分を増すごとに+68単位)	× 200 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 夜間もしくは早朝の場合+25 / 100 深夜の場合+50 / 100	× 99 / 100	× 99 / 100	× 99 / 100	× 95 / 100	特定事業所加算(I) +20 / 100	特定事業所加算(II) +10 / 100	特定事業所加算(III) +10 / 100	特定事業所加算(IV) +5 / 100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (2) 30分以上45分未満 (3) 45分以上1時間未満 (4) 1時間以上1時間15分未満 (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)													
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (2) 30分以上1時間未溎 (3) 1時間以上1時間30分未溎 (4) 1時間30分以上 (345単位に30分を増すごとに+69単位)	× 90 / 100	× 90 / 100											
ホ 通院等乗降介助														
初回加算 (1月につき200単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)														
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算)														
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 446 / 1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 456 / 1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 431 / 1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 441 / 1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + 所定単位 × 376 / 1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき + 所定単位 × 352 / 1,000)													
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計														

# ○重度訪問介護サービス費

基本部分	注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分に該当する者の場合	注 2人の重度訪問従業者による場合	注 90日以上利用減算	注 身体拘束度止未実施減算	注 虚待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定期間未算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(2回を限度)	注 略費吸引等支援体制加算
イ 口以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (186単位) (2) 1時間以上1時間30分未満 (277単位) (3) 1時間30分以上2時間未満 (369単位) (4) 2時間以上2時間30分未満 (461単位) (5) 2時間30分以上3時間未満 (553単位) (6) 3時間以上3時間30分未満 (644単位) (7) 3時間30分以上4時間未満 (736単位) (8) 4時間以上5時間未満 (821単位に30分を増すごとに+85単位) (9) 8時間以上12時間未満 (1,505単位に30分を増すごとに+85単位) (10) 12時間以上16時間未満 (2,184単位に30分を増すごとに+81単位) (11) 16時間以上20時間未満 (2,834単位に30分を増すごとに+86単位) (12) 20時間以上24時間未満 (3,520単位に30分を増すごとに+80単位)	+15／100		×200／100	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合				特定事業所加算(Ⅰ) +20／100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算	
口 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (186単位) (2) 1時間以上1時間30分未満 (277単位) (3) 1時間30分以上2時間未満 (369単位) (4) 2時間以上2時間30分未満 (461単位) (5) 2時間30分以上3時間未満 (553単位) (6) 3時間以上3時間30分未満 (644単位) (7) 3時間30分以上4時間未満 (736単位) (8) 4時間以上5時間未満 (821単位に30分を増すごとに+85単位) (9) 8時間以上12時間未満 (1,505単位に30分を増すごとに+85単位) (10) 12時間以上16時間未満 (2,184単位に30分を増すごとに+81単位) (11) 16時間以上20時間未満 (2,834単位に30分を増すごとに+86単位) (12) 20時間以上24時間未満 (3,520単位に30分を増すごとに+80単位)	+85／100		熟練従業者が新任従業者に同行して区分けの利用者に支援を行う場合 ×180／100	夜間もしくは早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	×99／100	×99／100	×95／100	特定事業所加算(Ⅱ) +10／100	特定事業所加算(Ⅲ) +10／100	+15／100	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
移動介護加算	イ 1時間未満 (100単位を加算) ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算) ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算) ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算) 木 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算) △ 3時間以上 (250単位を加算)			×80／100								
移動介護緊急時支援加算	(1日につき240単位を加算)											
初回加算	(1月につき200単位を加算)											
利用者負担上限管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)											
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)											
入院時支援連携加算	(入院前に1回を限度として300単位を加算)											
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 372／1,000)												
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 382／1,000)												
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 357／1,000)												
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 367／1,000)												
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 302／1,000)												
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 248／1,000)												

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計



## ○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (288単位)										
ロ 30分以上1時間未満 (437単位)										
ハ 1時間以上1時間30分未満 (619単位)										
ニ 1時間30分以上2時間未満 (762単位)										
ホ 2時間以上2時間30分未満 (905単位)										
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,047単位)										
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,191単位)										
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,334単位)										
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,479単位)										
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,623単位)										
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,764単位)										
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,904単位)										
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,046単位)										
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,192単位)										
ヨ 7時間以上7時間30分未満 (2,340単位)										
タ 7時間30分以上 (2,485単位)										
初回加算 (1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 411／1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 421／1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 396／1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 408／1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 341／1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 277／1,000)										

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

## ○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行探望、自立訓練、就労促進支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助		(1) 1時間未満 (204単位)	2.人の従業者による場合 夜間もしくは早朝の場合は深夜の場合	身体拘束後止 未実施減算	虐待防止措置 未実施減算	業務統計計画未実施減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	有資格者支援 加算	低所得の利用者にし支援を行った場合	緊急時の対応を行った場合	地域生活支援制度の対象	※自立生活援助のみ対象
(1) 1時間以上12時間未満 (305単位に30分を増すごとに+10単位)		×200／100	夜間もしくは早朝の場合 +25／100					+15／100	1人1日当たり 80単位を加算	1人1日当たり 100単位を加算	1回につき +50単位	1回につき +50単位	
(3) 12時間以上24時間未満 (2,514単位に30分を増すごとに+99単位)			深夜の場合 +50／100										
ロ 短期入所 1日につき (973単位)													
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型) 1日につき (1,019単位)													
初回加算 (1月につき200単位を加算)													
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。													
(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1月につき32単位を加算)													
(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1月につき63単位を加算)													
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1月につき25単位を加算)													
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一) 利用者が1人。 (二) 利用者が2人。 (三) 利用者が3人以上8人以下。 (1月につき60単位を加算)													
(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一) 利用者が1人。 (二) 利用者が2人。 (三) 利用者が3人以上8人以下。 (1月につき90単位を加算)													
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (一) 利用者が1人。 (二) 利用者が2人。 (三) 利用者が3人。 (1月につき1200単位を加算)													
(7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1月につき500単位を加算)													
(8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1月につき100単位を加算)													
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。													
(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1月につき32単位を加算)													
(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1月につき63単位を加算)													
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1月につき25単位を加算)													
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一) 利用者が1人。 (二) 利用者が2人。 (三) 利用者が3人以上8人以下。 (1月につき500単位を加算)													
(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (1月につき500単位を加算)													
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (1月につき100単位を加算)													
足利連携支払加算(月4回を限度) (1月につき200単位を加算)													
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 252／1,000)													
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 252／1,000)													
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 1,000)													
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 1,000)													
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 191／1,000)													
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 187／1,000)													
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計													
あ													
利用者全員について、利用開始した日の1日につき100単位を加算													

# ○療養介護サービス費

基本部分			注 地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 看護職員又 は生活支援 員の員数が 員の員数が 満たない場合 又は サービス管理 責任者の員 数が基準に 満たない場合 又は	注 療養介護計画 が作成されな い場合	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算
イ 療養介護サービス費	(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (974単位) (二) 定員41人以上60人以下 (948単位) (三) 定員61人以上80人以下 (900単位) (四) 定員81人以上 (861単位)							
	(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (710単位) (二) 定員41人以上60人以下 (674単位) (三) 定員61人以上80人以下 (625単位) (四) 定員81人以上 (595単位)	×965／1,000						
	(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (561単位) (二) 定員41人以上60人以下 (532単位) (三) 定員61人以上80人以下 (502単位) (四) 定員81人以上 (481単位)	×70／100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70／100	減算が適用さ れる月から4 月目まで ×50／100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70／100	×90／100	×99／100	×97／100
	(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (452単位) (二) 定員41人以上60人以下 (416単位) (三) 定員61人以上80人以下 (385単位) (四) 定員81人以上 (368単位)		3月以上連続 して減算の場 合 ×50／100	5月以上連続 して減算の場 合 ×50／100	3月以上連続 して減算の場 合 ×50／100			
	(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (452単位) (二) 定員41人以上60人以下 (416単位) (三) 定員61人以上80人以下 (385単位) (四) 定員81人以上 (368単位)	×965／1,000						
□ 経過的療養介護サービス費	(1) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (915単位) (二) 定員41人以上60人以下 (911単位) (三) 定員61人以上80人以下 (882単位) (四) 定員81人以上 (846単位)							
地域移行加算 (入院2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算 <input type="checkbox"/> 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) <input type="checkbox"/> 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) 八 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき3単位を加算)									
人員配置体制加算 <input type="checkbox"/> 人員配置体制加算(Ⅰ) (1) 定員61人以上80人以下 (1日につき1単位を加算) (2) 定員81人以上 (1日につき1.7単位を加算) <input type="checkbox"/> 人員配置体制加算(Ⅱ) (1) 定員40人以下 (1日につき1.70単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき2.00単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき2.24単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき2.37単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)									
集中的支援加算 (月4回を限度) (1回につき1,000単位を加算)									
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 164／1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 171／1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 162／1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 169／1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 143／1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 126／1,000)									
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計									

○生活介護サービス費

利用時間5  
時間未満の  
利用者が全  
利用者の  
50%以上  
 $\times 70/100$

11901-11904

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(1)	(一)販賣人の設立 ①自社に販賣する会社 ②販賣人の社員20人以上 ③販賣人の社員10人以上	自社に販賣する会社 自社に販賣する会社 自社に販賣する会社
	(15.1)		
	ロ 人員配置体制加算(2)	(一)販賣人の設立 ①自社に販賣する会社 ②販賣人の社員20人以上 ③販賣人の社員10人以上	自社に販賣する会社 自社に販賣する会社 自社に販賣する会社
八 人員配置体制加算(三)	(17.1)	(二)販賣人の社員20人以下 ①自社に販賣する会社 ②販賣人の社員10人以上 ③販賣人の社員10人以下	自社に販賣する会社 自社に販賣する会社 自社に販賣する会社
	(2.1)		
	二 人員配置体制加算(四)	(一)販賣人の設立 ①自社に販賣する会社 ②販賣人の社員20人以下 ③販賣人の社員10人以下	自社に販賣する会社 自社に販賣する会社 自社に販賣する会社
			* 985／1,000

八 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)	
(一) 定員5人以下 (1日につき2単位を加算)	
(二) 定員6人以上10人以下 (1日につき3単位を加算)	
(三) 定員11人以上20人以下 (1日につき20単位を加算)	
(四) 定員21人以上30人以下 (1日につき19単位を加算)	
(五) 定員31人以上40人以下 (1日につき19単位を加算)	
(六) 定員41人以上50人以下 (1日につき19単位を加算)	
(七) 定員51人以上60人以下 (1日につき19単位を加算)	
(八) 定員61人以上70人以下 (1日につき19単位を加算)	
(九) 定員71人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)	
(十) 定員81人以上 (1日につき6単位を加算)	
被児・被児養護障害者支援体制加算 被児・被児養護障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき5単位を加算)	
被児・被児養護障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)	
高次脳機能障害者支援体制加算 (1日につき4単位を加算)	
初期加算 (1日につき30単位を加算)	
訪問支援特別加算 (1) 1時間未満 (1日ににつき18単位を加算)	
(2) 1時間以上 (1日ににつき200単位を加算)	
久居時対応加算(月4回を限度) (1年ににつき4単位を加算)	
重度障害者支援加算 イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算)	
ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日ににつき200単位を加算)	
ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日ににつき10単位を加算)	
リハビリーション加算 イ リハビリーション加算(Ⅰ) (1日ににつき10単位を加算)	
ロ リハビリーション加算(Ⅲ) (1日ににつき20単位を加算)	
利用者負担上額度管理加算(月1回を限度) (1年ににつき150単位を加算)	
食事提供体制加算 (1日ににつき30単位を加算)	
緊急救急受入加算 (1日ににつき100単位を加算)	
延長支援加算 (1) 8時間以上～10時間未満 (1日ににつき100単位を加算)	
(2) 10時間以上～11時間未満 (1日ににつき200単位を加算)	
(3) 11時間以上～12時間未満 (1日ににつき300単位を加算)	
(4) 12時間以上 (1日ににつき400単位を加算)	
送迎加算 イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき2単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +28単位
ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)	注2 同一敷地内の場合 ×70/100
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日ににつき90単位を加算)	
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日ににつき30単位を加算)	注 地域生活支援拠点の場合 +50単位
就労移行支援体制加算 (1) 定員20人以下 (1日ににつき42単位を加算)	
(2) 定員21人以上30人以下 (1日ににつき20単位を加算)	
(3) 定員31人以上40人以下 (1日ににつき19単位を加算)	
(4) 定員41人以上50人以下 (1日ににつき14単位を加算)	
(5) 定員51人以上60人以下 (1日ににつき10単位を加算)	
(6) 定員61人以上70人以下 (1日ににつき9単位を加算)	
(7) 定員71人以上80人以下 (1日ににつき7単位を加算)	
(8) 定員81人以上 (1日ににつき6単位を加算)	
入浴支援加算 (1日ににつき80単位を加算)	
宿疾吸引等実施加算 (1日ににつき30単位を加算)	
安養スクリーニング加算 (6月に1回を限度として、5単位を加算)	
安養改善加算 (月2回を限度として、200単位を加算)	
集中的支援加算(月4回を限度) (1年ににつき1,000単位を加算)	
① 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
② 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 537 / 1,000)	
③ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
④ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
⑤ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅲ)イ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
⑥ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅲ)ロ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
⑦ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅳ)イ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
⑧ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅳ)ロ (1月につき + 所定単位 × 53 / 1,000)	
⑨ 税抜・介護職員等扶助改善加算(Ⅴ) (1月につき + 所定単位 × 39.2 / 1,000)	

# ○短期入所サービス費

基本部分		注 利用者の数が 定員を超 える場合	注 大規模減算 従業者の員数 が基準に満た ない場合	注 身体拘束床 止未実施減 算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 業務統計 面未策定減 算	注 情報公表未 報告減算	注 福祉専門職員配置等加算	注 地域生活支 援拠点等の 場合
イ 福祉型短期入所サービス費	(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (923単位) (二) 区分5 (784単位) (三) 区分4 (648単位) (四) 区分3 (583単位) (五) 区分1・2 (509単位)  (2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分6 (602単位) (二) 区分5 (527単位) (三) 区分4 (318単位) (四) 区分3 (240単位) (五) 区分1・2 (173単位)  (3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ) (一) 区分3 (784単位) (二) 区分2 (615単位) (三) 区分1 (508単位)  (4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ) (一) 区分3 (527単位) (二) 区分2 (279単位) (三) 区分1 (173単位)  (5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (1,164単位) (二) 区分5 (1,026単位) (三) 区分4 (889単位) (四) 区分3 (824単位) (五) 区分1・2 (751単位)  (6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分6 (844単位) (二) 区分5 (770単位) (三) 区分4 (559単位) (四) 区分3 (483単位) (五) 区分1・2 (413単位)  (7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ) (一) 区分3 (1,026単位) (二) 区分2 (858単位) (三) 区分1 (752単位)  (8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ) (一) 区分3 (770単位) (二) 区分2 (521単位) (三) 区分1 (412単位)  (9) 福祉型強化特定期短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (1,107単位) (二) 区分5 (977単位) (三) 区分4 (846単位) (四) 区分3 (784単位) (五) 区分1・2 (715単位)  (10) 福祉型強化特定期短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分3 (977単位) (二) 区分2 (818単位) (三) 区分1 (714単位)								
□ 医療型短期入所サービス費	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (3,117単位) (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,864単位) (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,826単位)								
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,938単位) (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,735単位) (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,723単位) (4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,150単位) (5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (2,020単位) (6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,328単位)								
ニ 共生型短期入所サービス費	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (784単位) (2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (240単位) (3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (1,013単位) (4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (471単位)								
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (784単位) (2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (240単位)								

短期利用加算	(1日につき30単位を加算)								
常勤看護職員等配置加算	(一) 定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二) 定員7人以上12人以下 (1日につき10単位を加算) (三) 定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四) 定員18人以上 (1日につき4単位を加算)								
医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)								
重度障害児・障害者対応支援加算	(1日につき30単位を加算)								
重度障害者支援加	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)		注1 一定の条件を満たす場合 +100単位 注2 中核の人材を配置し行動問題項目18点以上の者を支援した場合 +50単位						
単独型加算	(1日につき320単位を加算)		注1 一定の条件を満たす場合 +100単位 注2 中核の人材を配置し行動問題項目18点以上の者を支援した場合 +50単位						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)		注1 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注2 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注3 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合						
二 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1日につき960単位を加算) (2) 利用者が2人 (1日につき800単位を加算) (3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)		注1 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 注2 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合						
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1) 利用者が1人 (1日につき960単位を加算) (2) 利用者が2人 (1日につき800単位を加算) (3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)		注1 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合						
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1) 利用者が1人 (1日につき1,000単位を加算) (2) 利用者が2人 (1日につき1,000単位を加算) (3) 利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算)		注1 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合						
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき500単位を加算)								
チ 医療連携体制加算(Ⅷ)	(1日につき100単位を加算)								
リ 医療連携体制加算(Ⅸ)	(1日につき39単位を加算)								
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき4卖位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき2卖位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回限度)	(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算	(1日につき48単位を加算)								
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) (1日につき270単位を加算) ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)								
定員超過特例加算	(1日につき50単位を加算)		注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。 注2 当該算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。						
特別重慶支援加算	イ 特別重慶支援加算(Ⅰ) (1日につき610単位を加算) ロ 特別重慶支援加算(Ⅱ) (1日につき289単位を加算) ハ 特別重慶支援加算(Ⅲ) (1日につき120単位を加算)								
送迎加算	(片道につき186単位を加算)		注1 同一敷地内の場合 ×70/100						
日中活動支援加算	(1日につき200単位を加算)								
医療型短期入所受入前支援加算	イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) (1日につき1,000単位を加算) ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)								

集中的支援加算	<input checked="" type="checkbox"/> イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算) <input type="checkbox"/> ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)
福祉・介護職員等 待遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×186／1,000) (2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×193／1,000) (3) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×0／1,000) (4) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅲ)ロ (1月につき +所定単位×0／1,000) (5) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×185／1,000) (6) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×142／1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等待遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

# ○施設入所支援サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 生活支援員の員数が基準に満たない場合	注 施設運営福祉サービス計画が作成されていない場合	注 配置されている未義士が非常勤の場合	注 未義士が配置されていない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務統計圖未策定期未報告減算	注 情報公表未報告減算	注 地域連携等意向確認体制未整備減算
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (463単位)											
(2) 区分5 (392単位)												
(3) 区分4 (313単位)												
(4) 区分3 (233単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (174単位)												
ロ 定員41人以上50人以下	(1) 区分6 (362単位)											
(2) 区分5 (303単位)												
(3) 区分4 (240単位)												
(4) 区分3 (189単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (150単位)												
ハ 定員51人以上60人以下	(1) 区分6 (355単位)											
(2) 区分5 (297単位)												
(3) 区分4 (235単位)												
(4) 区分3 (185単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (147単位)												
二 定員61人以上70人以下	(1) 区分6 (301単位)											
(2) 区分5 (252単位)												
(3) 区分4 (202単位)												
(4) 区分3 (161単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (137単位)												
ホ 定員71人以上80人以下	(1) 区分6 (298単位)											
(2) 区分5 (247単位)												
(3) 区分4 (198単位)												
(4) 区分3 (163単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (133単位)												
ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位)											
(2) 区分5 (225単位)												
(3) 区分4 (181単位)												
(4) 区分3 (150単位)												
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (129単位)												
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算)											
(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算)												
(3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)												
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算)											
	注: 一定の条件を満たす場合 +22単位											
ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき360単位を加算)												
ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日につき180単位を加算)												
夜間看護体制加算	(1) (1年ににつき60単位を加算)											
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日ににつき51単位を加算)											
	注: 1. 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核的人材を配置し行動問題項目18点以上の者の場合 +200単位)											
	2. 中核の人材を配置し行動問題項目18点以上の者を支援した場合 +150単位											
	注: 1. 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核の人材を配置し行動問題項目18点以上の者の場合 +200単位)											
	2. 中核の人材を配置し行動問題項目18点以上の者を支援した場合 +150単位											
看護職員をさらに配置した場合に、1日につき35単位に看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算												
高次脳機能障害者支援体制加算	(1年ににつき41単位を加算)											
入所時特別支援加算	( 入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算 )											
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊 (1) 定員60人以下 (1日ににつき320単位を加算)											
時加算(Ⅰ) (2) 定員61人以上80人以下 (1日ににつき272単位を加算)												
ロ 入院・外泊 (3) 定員81人以上 (1日ににつき247単位を加算)												
時加算(Ⅱ) (4) 定員60人以下 (1日ににつき191単位を加算)												
(5) 定員61人以上80人以下 (1日ににつき162単位を加算)												
(6) 定員81人以上 (1日ににつき133単位を加算)												
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)											
(2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき122単位を加算)												
地域移行加算	( 入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算 )											
地域移行促進加算	イ 地域移行促進加算(Ⅰ) (1日ににつき120単位を加算)											
ロ 地域移行促進加算(Ⅱ) (月3回を限度として、60単位を加算)												
地域生活移行個別別支別加算	イ 地域生活移行個別別支別加算(Ⅰ) (1日ににつき12単位を加算)											
ロ 地域生活移行個別別支別加算(Ⅱ) (1日ににつき308単位を加算)												
栄養マネジメント加算	( 1日ににつき12単位を加算 )											
経口移行加算	( 1日ににつき28単位を加算 )											
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算)											
ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)												
口腔衛生管理体制加算	( 1年ににつき30単位を加算 )											
口腔衛生管理加算	( 1年ににつき90単位を加算 )											
機器食加算	( 1日ににつき23単位を加算 )											
地域移行支援体制加算	イ 定員40人以下 (1) 区分6 (1日ににつき13単位を加算)											
	(2) 区分5 (1日ににつき13単位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11単位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9単位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7単位を加算)											
ロ 定員41人以上50人以下 (1) 区分6 (1日ににつき13単位を加算)												
	(2) 区分5 (1日ににつき13単位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11単位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9単位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7単位を加算)											
ハ 定員51人以上60人以下 (1) 区分6 (1日ににつき13単位を加算)												
	(2) 区分5 (1日ににつき13単位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11単位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9単位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7単位を加算)											
二 定員61人以上70人以下 (1) 区分6 (1日ににつき13単位を加算)												
	(2) 区分5 (1日ににつき13単位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11単位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9単位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7単位を加算)											
ホ 定員71人以上80人以下 (1) 区分6 (1日ににつき13単位を加算)												
	(2) 区分5 (1日ににつき13単位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11卖位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9卖位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7卖位を加算)											
ヘ 定員81人以上 (1) 区分6 (1日ににつき13卖位を加算)												
	(2) 区分5 (1日ににつき13卖位を加算)											
	(3) 区分4 (1日ににつき11卖位を加算)											
	(4) 区分3 (1日ににつき9卖位を加算)											
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日ににつき7卖位を加算)											
通院支援加算	( 1年ににつき17単位を加算 )											
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (4月4回を限度として、1,000単位を加算)											
ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日ににつき500単位を加算)												
障害者支援施設等感染対策向上加算	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき10単位を加算)											
ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき5卖位を加算)												
新興感染症等施設療養加算	( 月5回を限度として、240単位を加算 )											
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 186 / 1,000)											
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 193 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + 所定単位 × 186 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき + 所定単位 × 162 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき + 所定単位 × 193 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき + 所定単位 × 186 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき + 所定単位 × 162 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき + 所定単位 × 193 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき + 所定単位 × 186 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき + 所定単位 × 162 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 193 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 0 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 186 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 162 / 1,000)												
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(ⅴ) (1月につき + 所定単位 × 193 / 1,000)												

## ○共同生活援助サービス費

退居後共同生活援助サービス費 (退居後)	退居後、3ヶ月を限度として、1月につき2000単位
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	

(退居後)		退居後、3ヶ月を限度として、1月につき2000単位	
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1 区分4以上 区分4以下	(1日につき83単位を加算) (1日につき77単位を加算)
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1 区分4以上 区分3以下	(1日につき33単位を加算) (1日につき31単位を加算)
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1, 個人単位特例	(1日につき84単位を加算)
	二 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1, 個人単位特例	(1日につき33単位を加算)
	ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1 区分4以上 区分3	(1日につき138単位を加算) (1日につき121単位を加算)
	ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1 区分4以上 区分3	(1日につき53単位を加算) (1日につき45単位を加算)
	ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1, 日中住居以外	(1日につき131単位を加算) (1日につき128単位を加算)
	チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1, 日中住居以外	(1日につき50単位を加算) (1日につき42単位を加算)
	リ 人員配置体制加算(Ⅸ)	7.5:1, 個人単位特例	(1日につき134単位を加算)
	ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)	20:1, 個人単位特例	(1日につき50単位を加算)
	ル 人員配置体制加算(Ⅺ)	7.5:1, 個人単位別、日中住居以外	(1日につき128単位を加算)
	ヲ 人員配置体制加算(Ⅻ)	20:1, 個人単位別、日中住居以外	(1日につき49単位を加算)
	ワ 人員配置体制加算(Ⅼ)	12:1	(1日につき73単位を加算)

力員配置体制加算(XIV)	30.1	(1日につき28単位を加算)
福祉専門職員配置等加算		

[八] 福祉等門職員配置等別欄(出)(1日につき4単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)



(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
八 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	
(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき10単位を加算)
(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき60単位を加算)
(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき56単位を加算)
(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき53単位を加算)
(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき50単位を加算)
(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき47単位を加算)
(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき45単位を加算)
(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき43単位を加算)
(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき36単位を加算)
(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき34単位を加算)
(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき33単位を加算)
(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき32単位を加算)
(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき31単位を加算)
(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき30単位を加算)
九 我が支障等体制加算(Ⅳ)	
(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき19単位を加算)
(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)

注 表間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能

夜勤職員加配算	(1日にき149単位を加算)
注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注2 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1日にき360単位を加算)
口 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(1日にき180単位を加算)
注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注2 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
医療的ケア対応支援加算	(1日にき120単位を加算)

注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位)

注2 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位

注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位)

注2 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位

日中支援加算	(イ) 日中支援加算(Ⅰ)	(1日にき390単位を加算)
	(1)日中支援対象利用者1人	(1日にき53単位を加算)
	(2)日中支援対象利用者2人以上	(1日にき270単位を加算)
	(口) 日中支援加算(Ⅱ)	(1日にき28単位を加算)
	(1)日中支援対象利用者1人	(1日にき39単位を加算)
	(二) 区分4、5、6	(1日にき270単位を加算)
	(1)日中支援対象利用者2人以上	(1日にき70単位を加算)
	(二) 区分3以下	(1日にき35単位を加算)
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、1,000単位を加算)
	口 集中的支援加算(Ⅱ)	(1日にき500単位を加算)

注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位

注1 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、1月につき+500単位

自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算(Ⅰ)	(6ヶ月を限度に1月につき100単位を加算)
	口 自立生活支援加算(Ⅱ)	(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算単位を加算)
(利用期間が4年以内の場合 80単位を加算)		
	ハ 自立生活支援加算(Ⅲ)	(利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位を加算)
		(利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位を加算)
		(利用期間が5年を超える場合 40単位を加算)
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1日にき581単位を加算)
	口 入院期間が7日以上	(1日にき1,122単位を加算)
帰宅時支援特別加算(月1回を限度)	イ 外泊時間が3日以上7日未満	(1日にき187単位を加算)
	口 外泊時間が7日以上	(1日にき374単位を加算)
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日にき22単位を加算)
	口 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日にき150単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日にき76単位を加算)

注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位

注1 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、1月につき+500単位

地域生活移行個別支援特別加算	(1日にき670単位を加算)
精神障害者地域移行特別加算	
強度行動障害者地域移行特別加算	
強度行動障害者体験利用加算	
医療連携体制加算	

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合

注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護

通勤者生活支援加算	(1日にき18単位を加算)
障害者支援施設等感染対策向上加算	
イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	
口 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	
新興感染症等施設療養加算	

(月5回を限度として、240単位を加算)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 163 / 1,000)
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 163 / 1,000)
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 227 / 1,000)

福祉・介護職員等効率改善加算	(2) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅰ)口	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×169/-1,000 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×169/-1,000 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×233/-1,000
	(3) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅱ)イ	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×180/-1,000 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×180/-1,000 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×224/-1,000
	(4) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅲ)ロ	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×166/-1,000 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×166/-1,000 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×230/-1,000
	(5) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅳ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×144/-1,000 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×144/-1,000 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×208/-1,000
	(6) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅴ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×121/-1,000 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×121/-1,000 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1月につき + 所定単位×166/-1,000
	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等効率改善加算を除く)を算定した単位数の合計	

# ○自立生活援助サービス費

基本部分	注 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 自立生活援助計画が作成されていない場合	注 標準利用期間超過減算	注 虐待防止指揮未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ) (1) 30:1未満 (1月につき1566単位) (2) 30:1以上 (1月につき1095単位)	減算が適用される月から4月末まで $\times 70/100$	減算が適用される月から2月末まで $\times 70/100$	$\times 95/100$	$\times 99/100$	$\times 99/100$	$\times 95/100$	+230単位	1月につき500単位
□ 自立生活援助サービス費(Ⅱ) (1) 30:1未満 (1月につき1172単位) (2) 30:1以上 (1月につき821単位)	5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$						
ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) (1月につき700単位)								

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)	
初回加算 (1月につき500単位を加算)	
集中支援加算 (1月につき500単位を加算)	
同行支援加算	イ 2回以下 (1月につき500単位を加算)
	ロ 3回 (1月につき750単位を加算)
	ハ 4回以上 (1月につき1,000単位を加算)
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ) (1日につき711単位を加算)
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) (1日につき94単位を加算)
注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)	
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)	
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)	
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位 $\times 115/1,000$ )
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位 $\times 119/1,000$ )
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位 $\times 113/1,000$ )
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位 $\times 117/1,000$ )
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位 $\times 98/1,000$ )
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位 $\times 81/1,000$ )

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

## ○機能訓練サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定立派訓練(機器訓練)施設又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の雇用者が利用委員会を超える場合 又は作業療法士若しくは作業療法士准士又は生活支援員が全員に満たない場合	注 サービス者は雇用者の員数が基準に満たない場合	注 自立訓練(機能訓練)計画等が作成されない場合	注 標準利用期間超過減算	注 身体拘束防止装置・施設減算(障害者支援施設が行う訓練の場合は訓練の場合は)	注 身体拘束防止装置・施設減算(障害者支援施設以外が行う訓練の場合は訓練の場合は)	注 標準訓練計画算定減算(障害者支援施設が行う訓練の場合は訓練の場合は)	注 標準公表収益報告減算(障害者支援施設が行う訓練の場合は訓練の場合は)	注 サービス管理責任者記載額等加算	
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (2) 定員21人以上40人以下 (3) 定員41人以上60人以下 (4) 定員61人以上80人以下 (5) 定員81人以上	(819単位) (732単位) (695単位) (667単位) (629単位)	×965／1,000	×70／100 減算が適用される月から2月まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	×70／100 減算が適用される月から4月まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	×95／100 減算が適用される月から6月まで ×70／100 6月以上連続して減算の場合 ×50／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	×95／100 ×90／100 ×99／100 ×99／100	×99／100 ×97／100 ×99／100 ×99／100	×90／100 ×95／100	×90／100 ×95／100	+15／100 1日につき68単位を加算	
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(265単位) (608単位) (779単位)										
ハ 共生型機能訓練サービス費		(721単位)	×965／1,000	×70／100								
ニ 準拠該当機能訓練サービス費		(721単位)										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) △ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)										
ピサポート実施加算		(1日につき100単位を加算)										
障害・健聴言語障害者支援体制 初回	イ 健聴・健聴言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 健聴・健聴言語障害者支援体制加算(Ⅱ) △ 健聴・健聴言語障害者支援体制加算(Ⅲ)	(1日につき51単位を加算) (1日につき41単位を加算) (1日につき41単位を加算)										
最初回		(1日につき41単位を加算)										
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)										
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1日につき48単位を加算) (1日につき20単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)										
透過加算	イ 透過加算(Ⅰ) ロ 透過加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)			注 同一敷地内の場合 ×70／100単位							
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)			注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位							
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)										
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 △ 定員41人以上60人以下 ハ 定員61人以上80人以下 ニ 定員81人以上	(1日につき57単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき14単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算)			注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6ヶ月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く							
総合受入加算		(1日ににつき100単位を加算)										
箇中の支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)										
福祉・介護職員等効率改善加算	イ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅱ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅲ) ハ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅳ) ニ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅴ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅵ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅶ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅷ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅸ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅹ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅺ) △ 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅻ)	(1月につき +所定単位 ×164／1,000) (1月につき +所定単位 ×170／1,000) (1月につき +所定単位 ×111／1,000) (1月につき +所定単位 ×169／1,000) (1月につき +所定単位 ×167／1,000) (1月につき +所定単位 ×161／1,000) (1月につき +所定単位 ×124／1,000) (1月につき +所定単位 ×106／1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等効率改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅰ) (2) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅱ) (3) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅲ) (4) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅳ) (5) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅴ) (6) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅵ) (7) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅶ) (8) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅷ) (9) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅸ) (10) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅹ) (11) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅺ) (12) 福祉・介護職員等効率改善加算(Ⅻ)								

## ○生活訓練サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (2) 定員21人以上40人以下 (3) 定員41人以上60人以下 (4) 定員61人以上80人以下 (5) 定員81人以上	(776単位) (693単位) (659単位) (633単位) (595単位)	×965／1,000	×70／100	×70／100	×70／100	×95／100	×90／100	×97／100	×90／100
□ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(265単位) (606単位) (779単位)								
ホ 共生型生活訓練サービス費		(690単位)	×965／1,000	×70／100						
ヘ 個別該当生活訓練サービス費		(690単位)								
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき1単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき50単位を加算)								
ピアサポート実施加算		(1日につき100単位を加算)								
视觉・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) ハ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅲ)	(1日につき1単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき50単位を加算)								
高次脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)								
初期加算		( 利用開始日から30日を限度として、1につき30単位を加算 )								
欠席待対応加算(月4回を限度)		(1回につき44単位を加算)								
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき32単位を加算) (1日につき47単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき400単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき400単位を加算) (1日につき500単位を加算)								
個別計画訓練支援加算	イ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ) ロ 個別計画訓練支援加算(Ⅱ)	(1日につき47単位を加算) (1日につき19単位を加算)								
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき18単位を加算) (1日につき15単位を加算)								
精神障害者院内支援施設加算	イ 精神障害者院内支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者院内支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき18単位を加算) (1日につき15単位を加算)								
判断者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき44単位を加算) (1日につき30単位を加算)								
緊急時受入加算		(1日につき100単位を加算)								
施設中の支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)								
看護職員配置加算(Ⅰ)		(1日につき18単位を加算)								
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき24単位を加算)	同一敷地内の場合 × 70／100単位							
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき900単位を加算) (1日につき250単位を加算)	地域生活支援拠点等の場合 + 50単位							
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)								
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上の人に以下 ニ 定員61人以上80人以下 ホ 定員81人以上	(1日につき50単位を加算) (1日につき44単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき8単位を加算) (1日につき7単位を加算)								
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)	(1月につき + 所定単位 × 184／1,000) (1月につき + 所定単位 × 171／1,000) (1月につき + 所定単位 × 169／1,000) (1月につき + 所定単位 × 168／1,000) (1月につき + 所定単位 × 167／1,000) (1月につき + 所定単位 × 164／1,000) (1月につき + 所定単位 × 166／1,000)								

注: 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注: 指定障害者支援施設において行った場合

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(4)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(5)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(5)

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(15) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(16) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(17) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(18) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(19) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(20) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(21) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(22) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(23) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(24) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(25) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(26) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(27) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(28) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(29) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(30) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(31) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(32) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(33) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(34) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(35) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(36) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(37) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(38) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(39) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(40) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(41) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(42) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(43) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(44) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(45) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(46) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(47) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(48) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(49) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(50) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(51) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(52) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(53) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(54) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(55) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(56) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(57) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(58) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(59) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(60) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(61) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(62) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(63) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(64) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(65) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(66) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(67) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(68) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(69) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(70) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(71) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(72) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(73) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(74) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(75) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(76) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(77) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(78) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(79) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(80) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(81) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(82) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(83) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(84) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(85) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(86) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(87) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(88) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(89) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(90) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(91) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(92) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(93) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(94) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(95) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(96) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(97) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(98) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(99) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(100) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(101) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(102) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(103) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(104) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(105) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(106) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(107) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(108) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(109) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(110) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(111) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(112) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(113) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(114) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(115) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(116) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(117) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(118) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(119) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(120) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(121) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(122) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(123) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(124) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(6)

(125) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～

# ○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合 又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合		注 自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合		注 身体拘束止未実施減算		注 虐待防止措置未実施減算		注 業務継続計画未策定減算		注 情報公表未報告減算	
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (281単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (170単位)	×70／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 6月以上連続して減算の場合 ×50／100	×90／100	×99／100	×97／100	×90／100	×90／100	×90／100	×90／100		
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (281卖位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (170卖位)												
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)												
地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)												
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41卖位を加算)												
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41卖位を加算)												
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)												
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)												
自中支援加算	(1日につき270単位を加算)												
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)												
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき122単位を加算)												
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)												
長期入院時支援特別加算	(1日につき76単位を加算)												
長期帰宅時支援加算	(1日につき25卖位を加算)												
地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500卖位を加算)												
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670卖位を加算)												
精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300卖位を加算)												
強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300卖位を加算)												
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48卖位を加算)												
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448卖位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269卖位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168卖位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122卖位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96卖位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79卖位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき77卖位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58卖位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52卖位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46卖位を加算) ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149卖位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90卖位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56卖位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41卖位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32卖位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26卖位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22卖位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19卖位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17卖位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15卖位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10卖位を加算)												
看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき13卖位を加算)												
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000卖位を加算)												
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 164／1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 171／1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 160／1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 167／1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 124／1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 106／1,000)												
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計													

### ○就労移行支援サービス費

## ○就労移行支援(養成)サービス費

注	注	注	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が実施する就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 障害者支援員又は就労支援員が基準に満たない場合	サービス管理責任者の数が基準に満たない場合 又は	就労移行支援計画等が作成されない場合	標準利用期間超過減算	虐待未実施減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合は)
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ) 下	(1) 定員20人以下 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (796単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (644単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (553単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (468単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (381単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超(割未満の場合) (348単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (323単位)	x 965／1,000	x 70／100			
(2) 定員21人以上 上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (698単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (597単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (495単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (438単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (351単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超(割未満の場合) (313単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (291単位)					
(3) 定員41人以上 上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (665単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (560単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (454単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (402単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超(割未満の場合) (295単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (272単位)					
(4) 定員61人以上 上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (658単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (548単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (453単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (338単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超(割未満の場合) (286単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (266単位)					
(5) 定員81人以上 上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (653単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (545単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (439単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (363単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (337単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超(割未満の場合) (277単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (258単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1回につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1回につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1回につき5単位を加算)					
就労支援関係研修修了加算	(1回につき5単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1回につき5単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1回につき4単位を加算)					
高次脳機能障害者支援体制加算	(1回につき1単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1回につき30単位を加算)					
訪問支援特別加算	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1回につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1回につき38単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1回につき125単位を加算)					
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1回につき800単位を加算) (2) 利用者が2人 (1回につき500単位を加算) (3) 利用者が3人以上8人以下 (1回につき400単位を加算)					
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1回につき500単位を加算)						
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1回につき100単位を加算)						
利用者負担上原単位管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1回につき30単位を加算)					
移行準備支援体制加算	(1回につき41単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)		同一敷地内の場合 × 70／100			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1回につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1回につき250単位を加算)		地域生活支援拠点等の場合 +50単位			
運動訓練加算	(1回につき800単位を加算)					
在宅時生活支援サービス加算	(1回につき300単位を加算)					
社会生活支援特別加算	(1回につき480単位を加算)					
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき583単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき408単位を加算)			注 (1)(Ⅱ)合わせて1回につき4回を限度とする。		
緊急時受入加算	(1回につき100単位を加算)					
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき100単位を加算)					
福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×13／1,000)					
II フ 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×119／1,000)					
III 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×13／1,000)					
IV 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×117／1,000)					
V 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×98／1,000)					
VI 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×81／1,000)					

注1 所定単位は、基本割額及び各加算(福祉・介護職員等知恵改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 指定障害者支援施設において行った場合

- (1) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×119／1,000)
- (2) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×123／1,000)
- (3) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×123／1,000)
- (4) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×9／1,000)
- (5) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×101／1,000)
- (6) 福祉・介護職員等知恵改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×83／1,000)

## ○就労継続支援A型サービス費

初期加算  
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)  
(1回10点までの算定を加算)

(1回につき94単位を加算)

割加算	報体制加算(1) (7.5:1)	下	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき87単位を加算)
			(二) 評価点が170点以上190点未満の場合 (1日につき92単位を加算)

(二) 計画点が130点以上150点未満の場合	(1日につき80単位を加算)
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき73単位を加算)

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき65単位を加算)
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき57単位を加算)

	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき50単位を加算)
(2) 定員21人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき49単位を加算)

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき45単位を加算)  
(三) 評価点が120点以上150点未満の場合 (1日につき24単位を加算)

(二) 計画点が130点以上150点未満の場合	(1日につき41単位を加算)
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	(1日につき37単位を加算)

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき32単位を加算)  
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき27単位を加算)

	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき23単位を加算)
(3) 定員41人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき35単位を加算)

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき32単位を加算)

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき28単位を加算)  
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき25単位を加算)

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき21単位を加算)  
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき17単位を加算)

	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき14単位を加算)
(4) 定員61人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき27単位を加算)

上80人以下 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)  
(二) 評価点が170点以上190点未満の場合 (1日につき26単位を加算)

(二) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき21単位を加算)  
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算)

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	(1日につき16単位を加算)
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	(1日につき13単位を加算)

	(七) 評価点が60点未満の場合	(1日につき10単位を加算)
(5) 定員81人以	(一) 評価点が170点以上の場合	(1日につき22単位を加算)

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき20単位を加算)  
(三) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき20単位を加算)

(二) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき17単位を加算)  
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき16単位を加算)

(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (1日につき13単位を加算)

□ 就労移行支 援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以 下	(六) 評価点が80点以上80点未満の場合 (1日につき11単位を加算) (一) 評価点が60点未満の場合 (1日につき8単位を加算) (二) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき9単位を加算) (三) 評価点が100点以上150点未満の場合 (1日につき77単位を加算) (四) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき70単位を加算) (五) 評価点が100点以上105点未満の場合 (1日につき62単位を加算) (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき54単位を加算) (七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき47単位を加算)
	(2) 定員21人以 上40人以下	(一) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき14単位を加算) (二) 評価点が100点以上150点未満の場合 (1日につき14単位を加算) (三) 評価点が150点以上160点未満の場合 (1日につき40単位を加算) (四) 評価点が100点以上130点未満の場合 (1日につき36単位を加算) (五) 評価点が60点以上105点未満の場合 (1日につき31単位を加算) (六) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき26単位を加算) (七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき22単位を加算)
	(3) 定員41人以 上60人以下	(一) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき34単位を加算) (二) 評価点が100点以上150点未満の場合 (1日につき31単位を加算) (三) 評価点が150点以上160点未満の場合 (1日につき32単位を加算) (四) 評価点が100点以上130点未満の場合 (1日につき24単位を加算) (五) 評価点が60点以上105点未満の場合 (1日につき20単位を加算) (六) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき16単位を加算) (七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき12単位を加算)
	(4) 定員61人以 上80人以下	(一) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき27単位を加算) (二) 評価点が100点以上150点未満の場合 (1日につき25単位を加算) (三) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき21単位を加算) (四) 評価点が100点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算) (五) 評価点が60点以上105点未満の場合 (1日につき16単位を加算) (六) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき13単位を加算) (七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
	(5) 定員81人以 上	(一) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき21単位を加算) (二) 評価点が100点以上150点未満の場合 (1日につき19単位を加算) (三) 評価点が150点以上160点未満の場合 (1日につき16単位を加算) (四) 評価点が100点以上130点未満の場合 (1日につき15単位を加算) (五) 評価点が60点以上105点未満の場合 (1日につき12単位を加算) (六) 評価点が60点以上100点未満の場合 (1日につき10単位を加算) (七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき7単位を加算)

就労移行連携加算		(1回につき1,000単位を加算)
賃金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき70単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき43単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき26単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき15単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき33単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき25単位を加算)
二 医療連携体制加算(IV)	(1)利用者が1人 (1日につき12単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	注: 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注: 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注: 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ホ 医療連携体制加算(V)	(1日につき300単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(VI)	(1日につき100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算		(1日ににつき30単位を加算)
送迎加算		イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき1単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用支援 加算		イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
在宅生活支援サービス加算		(1日ににつき300単位を加算)
社会生活支援特別加算		(1日ににつき480単位を加算)
緊急時受入加算		(1日ににつき100単位を加算)
集中的支援加算 (月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)
福祉・介護職 員等待遇改 善加算	(1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等待遇改善加算(IV)	(1月につき + 所定単位 × 108／1,000) (1月につき + 所定単位 × 112／1,000) (1月につき + 所定単位 × 106／1,000) (1月につき + 所定単位 × 110／1,000) (1月につき + 所定単位 × 91／1,000) (1月につき + 所定単位 × 75／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等待遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 指定障害者支援施設において行った場合

(1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 117／1,000)

(2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 121／1,000)

(3) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 0／1,000)

(4) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 0／1,000)

(5) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 89／1,000)

(6) 福祉・介護職員等待遇改善加算(IV) (1月につき + 所定単位 × 81／1,000)

### ○就労継続支援B型サービス費



二、就労移行支援 団体によるサービス 費(8)	① 受取法人上人以下 ② 受取法人上人以上40人以下 ③ 受取法人上人以上40人以上 ④ 受取法人上人以上80人以下 ⑤ 受取法人上人以上80人以上	(5848枚) (5198枚) (4888枚) (4798枚) (4648枚)
中、就労移行支援 団体によるサービス 費(7.6)	① 受取法人上人以下 ② 受取法人上人以上40人以下 ③ 受取法人上人以上40人以上 ④ 受取法人上人以上80人以下 ⑤ 受取法人上人以上80人以上	(5308枚) (4718枚) (4438枚) (4348枚) (4248枚)
△、就労移行支援 団体によるサービス 費(10)	① 受取法人上人以下 ② 受取法人上人以上40人以下 ③ 受取法人上人以上40人以上 ④ 受取法人上人以上80人以下 ⑤ 受取法人上人以上80人以上	(4848枚) (4308枚) (3868枚) (3908枚) (3748枚)
△、基幹群衆開放就労移行支援 サービス人		(一)

70/10

総合  
評議會

福祉専門員配置実績加算	<input type="checkbox"/> 福祉専門員配置実績等加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 福祉専門員配置実績等加算(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 福祉専門員配置実績等加算(Ⅲ)	(1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準  (1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準
被児者支援体制加算	<input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅱ)	(1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準
被児者支援体制加算	<input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅱ)	(1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準
被児者支援体制加算	<input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅱ)	(1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準
被児者支援体制加算	<input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 被児者支援体制加算(Ⅱ)	(1)日につき5時間未満を基準  (1)日につき5時間以上を基準



# ○就労定着支援サービス費

基本部分		注 就労定着支援員の員数が基準に満たない場合 又は は	注 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 支援体制構築未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務経緯計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (5) 就労定着率が6割以上7割未満の場合 (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (7) 就労定着率が3割未満の場合	(1月につき3,512単位) (1月につき3,348単位) (1月につき2,768単位) (1月につき2,234単位) (1月につき1,690単位) (1月につき1,433単位) (1月につき1,074単位)	減算が適用される月から2月 目まで $\times 70 / 100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50 / 100$	減算が適用される月から4月 目まで $\times 70 / 100$ 5月以上連続して減算の場合 $\times 50 / 100$	$\times 90 / 100$	$\times 99 / 100$	$\times 99 / 100$	$\times 95 / 100$	+240単位
注 (I)(II)合わせて1月に1回かつ1年に4回を限度とする。								
地域連携会議実施加算 □ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、570単位を加算) □ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、405単位を加算)								
初期加算 ( 1月につき900単位を加算 )								
就労定着実績体制加算 ( 1月につき300単位を加算 )								
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 ( 1月につき120単位を加算 )								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) ( 1月につき150単位を加算 )								
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 $\times 115 / 1,000$ ) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 $\times 119 / 1,000$ ) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 $\times 0 / 1,000$ ) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 $\times 0 / 1,000$ ) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 $\times 98 / 1,000$ ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 $\times 81 / 1,000$ )		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						

## ○就労選択支援サービス費

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 就労選択支援員の員数が基準に満たない場合	注 特定事業所集中減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務報酬統計面未策定期減算	注 情報公表未報告減算
イ 就労選択支援サービス費	(1,210単位)	×70／100	減算が適用される月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	1日につき200単位を減算	×99／100	×99／100 注 令和9年4月1日から適用	×95／100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 口 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) △ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 口 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき51単位を加算) (1日につき41単位を加算)					
高次脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 口 医療連携体制加算(Ⅱ) △ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) △(1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以下 ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) △(1日につき500単位を加算) △ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)	(1日につき32単位を加算) (1日につき63単位を加算) (1日につき125単位を加算) (1日につき800単位を加算) (1日につき125単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき400単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) 口 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100				
在宅時生活支援サービス費		(1日につき300単位を加算)					
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 115／1,000) (1月につき + 所定単位 × 119／1,000) (1月につき + 所定単位 × 113／1,000) (1月につき + 所定単位 × 113／1,000) (1月につき + 所定単位 × 98／1,000) (1月につき + 所定単位 × 84／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

# ○計画相談支援給付費

基本部分		注 高宅介護支援 費重複減算Ⅰ	注 高宅介護支援 費重複減算Ⅱ	注 介護予防支援 費重複減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務経緯計画 未実定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) (2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) (3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) (4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) (5)サービス利用支援費(Ⅰ) (6)サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき2014単位) (1月につき1914単位) (1月につき1822単位) (1月につき1672単位) (1月につき1572単位) (1月につき1732単位)	-582単位 -582単位 -582単位 -582単位 -582単位 -582単位	-894単位 -894単位 -894単位 -894単位 -894単位 -243単位	x 99／100	x 99／100	x 95／100	+15／100	1月につき500 単位
□ 繼続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) (2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) (6)継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき1761単位) (1月につき1661単位) (1月につき1558単位) (1月につき1408単位) (1月につき1306単位) (1月につき606単位)	-433単位 -433単位 -433単位 -433単位 -433単位 -243単位	-945単位 -945単位 -945単位 -945単位 -945単位 -20単位	-20単位 -20単位 -20単位 -20単位 -20単位 -20単位				1月につき500 単位
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)							
初回加算		(1月につき300単位を加算)	達調地訪問加算(注:面接 月数に応じて算定) +300単位	注:新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を 重ねて算定					
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき100単位を加算)							
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき150単位を加算)	達調地訪問加算(左記加算 の肯定回数に応じて算定) +300単位						
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき300単位を加算)	達調地訪問加算(左記加算 の肯定回数に応じて算定) +300単位	注:初回加算と選択することとし、併給不可					
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算)  (情報提供:1月につき150単位を加算)	達調地訪問加算(左記加算 の肯定回数に応じて算定) ※訪問に限る +300単位	注1 基本報酬算定期月は算定期不可 注2 初回加算との併給不可					
医療・保育・教育機関等連携加算	(面談(計画作成月):1月につき200単位を加算) (面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれ1月1回、通院同行は月3回を限度)	(面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)	達調地訪問加算(左記加算 の肯定回数に応じて算定) ※面談、通院同行に限る +300単位	注1 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定期し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可					
集中支援加算	(訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)は それぞれ1月1回、通院同行は月3回を限度)	(訪問、会議開催、会議参加:1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)	達調地訪問加算(左記加算 の肯定回数に応じて算定) ※訪問、通院同行に限る +300単位	注1 基本報酬算定期月は算定期不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可					
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)		注: 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可					
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)							
行動障害支援体制加算	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)							
要医療児童支援体制加算	イ 要医療児童支援体制加算(Ⅰ) ロ 要医療児童支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)							
精神障害者支援体制加算	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)							
高次脳機能障害支援体制加算	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)							
ビアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)							
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)							
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)							
精神・介護財産等相談改善加算		(1月につき+所定単位×51／1,000)	注: 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護財産等相談改善加算を除く)を算定期した単位数の合計						

# ○障害児相談支援給付費

基本部分			注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務統計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援 拠点等機能強 化加算	
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ) (2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ) (3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ) (4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ) (5)障害児支援利用援助費(Ⅰ) (6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき2,201単位) (1月につき2,101単位) (1月につき2,016単位) (1月につき1,866単位) (1月につき1,766単位) (1月につき815単位)					1月につき500 単位	
□ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) (2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) (3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ) (4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ) (5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) (6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,896単位) (1月につき1,796単位) (1月につき1,699単位) (1月につき1,548単位) (1月につき1,448単位) (1月につき662単位)	x 99／100	x 99／100	x 95／100	+15／100	1月につき500 単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)								
(1回につき150単位を加算)								
初回加算		(1月につき500単位を加算)	遠隔地訪問加算 (注の面接月数に応じて算定) +300単位	注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定				
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき100単位を加算)						
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算) (1月につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) +300単位					
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき300単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) +300単位	注 初回加算と選択することとし、併給不可				
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算)  (情報提供:1月につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※訪問に限る +300単位	注1 基本報酬算定期は算定期不可(情報提供除く) 注2 初回加算との併給不可				
医療・保育・教育機関等連携加算		(面談(計画作成):1月につき200単位を加算) (面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度) (面談(モニタリング):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)	遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※面談、通院同行に限る +300単位	注 面談については、初回加算又は退院・退所加算を算定期しつつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可				
集中支援加算		(訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)は それぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)	遠隔地訪問加算(左記加算の 算定回数に応じて算定) ※訪問、通院同行に限る +300単位	注1 基本報酬算定期は算定期不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可				
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)		注 医療・保育・教育機関等連携加算のうち、面談との併給不可				
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)						
行動障害支援体制加算	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)						
要医療児者支援体制加算	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)						
精神障害者支援体制加算	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)						
高次脳機能障害支援体制加算	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき60単位を加算) (1月につき30単位を加算)						
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)						
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)						
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)						
福祉・介護職員等処遇改善加算		(1月につき + 所定単位 × 51／1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定期した単位数の合計				

## ○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算	
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) (1月につき3,613単位) ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) (1月につき3,157単位) ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ) (1月につき2,422単位)	$\times 99/100$	$\times 99/100$	$\times 95/100$	$+15/100$	1月につき500単位	
初回加算	(1月につき500単位を加算)						
集中支援加算	(1月につき500単位を加算)						
退院・退所月加算	(1月につき2,700単位を加算)						
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	注 入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位					
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき300単位を加算) ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき700単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位					
ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)						
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)						
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)						
福祉・介護職員等待遇改善加算	(1月につき + 所定単位 × 51/1,000)						
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等待遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							

## ○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分		注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
地域定着支援サービス費 <input type="checkbox"/> 緊急時支援費	イ 体制確保費 (1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1月につき315単位) (2) 緊急時支援費(Ⅱ) (1日につき98単位)	×99／100	×99／100	×95／100	+15／100	1月につき500単位 <small>注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位</small>
ピアサポート体制加算 <small>(1月につき100単位を加算)</small>						
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) <small>(1回につき100単位を加算)</small>						
居住支援連携体制加算 <small>(1月につき35単位を加算)</small>						
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) <small>(1回につき500単位を加算)</small>						
福祉・介護職員等処遇改善加算 <small>(1月につき +所定単位 ×5)／1,000</small>						
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						

## ○児童発達支援給付費

注 基本部分	注 利用者の数が利用する事業者と連携する場合	注 開所時間減算	注 自己評価結果未公表減算	注 今抱自保令 月1日未満で対応され た場合は	注 虐待防止未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機関強化事業未実施減算	注 児童指導員参加配当未実施減算	注 専門的支給加算未実施減算	注 看護職員参加加算未実施減算	
イ 児童発達支援センターで行う場合 (32点以上)の場合	(一) 定員30人以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (3,136単位)											
	(二) 定員31人以上40人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (3,081単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (3,085単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (3,134単位)											
	(三) 定員41人以上50人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,991単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (3,013単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (3,059単位)											
	(四) 定員51人以上60人 以下											
	区分1(20分以上1 時間30分以下) (2,924単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,945単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,987単位)											
	(五) 定員61人以上70人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,897単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,918単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,958単位)											
	(六) 定員71人以上80人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,873単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,893単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,932単位)											
	(七) 定員81人以上											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,849単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,868単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,906単位)											
(2) 医療的ケア児 (16点以上)の場合	(一) 定員30人以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,120単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,147単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,199単位)											
	(二) 定員31人以上40人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (2,045単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (2,069単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,118単位)											
	(三) 定員41人以上50人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (1,975単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (1,997単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (2,043単位)											
	(四) 定員51人以上60人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (1,909単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (1,929単位)											
	区分3(3時間超5時 以下) (1,971単位)											
	(五) 定員61人以上70人 以下											
	区分1(30分以上1 時間30分以下) (1,902単位)											
	区分2(1時間30分 超3時間以下) (1,942単位)											

(六) 定員71人以上80人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,857単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,877単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,916単位)			
(七) 定員81人以上	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,833単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,852単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,890単位)			
(八) 定員30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,782単位)	* 965/1,088		
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,808単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,861単位)			
(九) 定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,706単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,731単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,780単位)			
(十) 定員41人以上50人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,636単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,659単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,704単位)			
(十一) 定員51人以上60人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,570単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,591単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,633単位)			
(十二) 定員61人以上70人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,543単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,563単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,604単位)			
(十三) 定員71人以上80人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,519単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,538単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,578単位)			
(十四) 定員81人以上	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,495単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,514単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,551単位)			
(十五) (1)から(3)以外の場合	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,104単位)			
(一) 定員30人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,131単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,184単位)			
(二) 定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,029単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,053単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,102単位)			
(三) 定員41人以上50人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (959単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (981単位)			
	区分3(3時間超5時以下) (1,027単位)			
(四) 定員51人以上60人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (893単位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (913卖位)			
	区分3(3時間超5時以下) (935卖位)			
(五) 定員61人以上70人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (866卖位)			
	区分2(1時間30分超3時間以下) (886卖位)			
	区分3(3時間超5時以下) (926卖位)			





イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合  
+181単位  
ロ 児発管の場合  
+103単位  
ハ 保育士又は児童指導員の場合  
+78単位

家族支援加算(1) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	(1回につき300単位を加算)
	ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)
事業所等で対面 オ オンライン	ハ 事業所等で対面	(1回につき100単位を加算)
	ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)
家族支援加算(2) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面	(1回につき50単位を加算)
	ロ オンライン	(1回につき60単位を加算)

注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度

子育てサポート加算(月4回を限度)	(1回につき80単位を加算)
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) ロ 食事提供加算(Ⅱ)
	(1日につき30単位を加算) (1日につき40単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

○ 実費土配當加算 (1)	イ 実費土配當加算	(1) 定員40人以下 (1) 定員41人以上50人以下 (1) 定員51人以上60人以下 (1) 定員61人以上70人以下 (1) 定員71人以上80人以下 (1) 定員81人以上	(1) につき37単位を加算 (1) につき36単位を加算 (1) につき25単位を加算 (1) につき22単位を加算 (1) につき19単位を加算 (1) につき16単位を加算
	ロ 実費土配當加算 (2)	(1) 定員40人以下 (1) 定員41人以上50人以下 (1) 定員51人以上60人以下 (1) 定員61人以上70人以下 (1) 定員71人以上80人以下 (1) 定員81人以上	(1) につき20単位を加算 (1) につき19単位を加算 (1) につき13単位を加算 (1) につき11単位を加算 (1) につき9単位を加算 (1) につき8単位を加算

※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)

専門的支援実施加算(原則月4回を限度) (1回につき150単位を加算)

強度行動障害児支援加算 (1日につき200単位を加算)

工事用 資材用 支 援 加 算	人工・内装用具 使用料金 支 援 加 算(1)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上30人以下 (3)定員31人以上40人以下 (4)定員41人以上	(1)につき603単位を加算 (1)につき531単位を加算 (1)につき483単位を加算 (1)につき445単位を加算
	人工・内装用具 使用料金 支 援 加 算(2)		(1)につき150単位を加算

Digitized by srujanika@gmail.com

1

検定・観察・言語機能障害児支援加算	(1日につき100単位を加算)
個別サポート加算(Ⅰ)	(1日につき120単位を加算)
個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき150単位を加算)
入浴支援加算(月8回を限度)	(1回につき55単位を加算)
医療連携体制加算	<p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)</p> <p>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1)利用者が1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)</p> <p>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)</p> <p>ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき250単位を加算)</p>
送迎加算	<p>イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)</p> <p>ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (片道につき40単位を加算)</p> <p>ハ 医療的ケア児(16歳以上の場合は (片道につき30単位を加算)</p>
指定派遣者派遣支援 (主として重度心身障害児の場合は除く)の場合は	<p>イ 障害児(1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)</p> <p>ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児(1) 30分以上1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</p> <p>ハ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</p>
延長支援 加算	<p>イ 障害児(主として重症心身障害児の場合は除く)の場合は (1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合 (1) 30分以上1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</p> <p>ハ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</p> <p>イ 障害児(主として重症心身障害児の場合は除く)の場合は (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)</p> <p>ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</p>
関係機関連携加算	<p>イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(1回を限度) (1回につき250単位を加算)</p> <p>ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)</p> <p>ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)</p> <p>ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度) (1回につき200単位を加算)</p>
事業所間連携加算	<p>イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(1回を限度) (1回につき500単位を加算)</p> <p>ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)</p>
入所中2回、退所後2回(施宅と保育所等への訪問各1回づつ)を限度 保育・教育等移行支援加算	(1回につき500単位を加算)
共生型サービス医療的ケア児支援加算	(1日につき400単位を加算)
福祉・介護職員等勤務改善加算	<p>(1) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅰ)ハ (4) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅱ)ハ (6) 福祉・介護職員等勤務改善加算(Ⅳ)</p> <p>(1月につき + 所定単位 × 150 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 150 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 140 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 140 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 150 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 150 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 117 ÷ 1,000)</p>

○(旧)主として難聴児経過的児童発達支援給付費

基本部分		注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未実施減算	注 情報公表未実施減算	注 人工内耳用児支援加算(1日あたり)	注 児童指導員等加算(1日につき)	注 専門的支援体制加算(1日につき)
児童発達支援センターにおいて行う場合	難聴児の場合	(1)医療的ケア児(32点以上)の場合		区分1(30分以上1時間30分以下)(3,364単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+32単位 (2)常勤雇用・経験年未満+31単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+38単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
		(一)定員20人以下		区分2(1時間30分超3時間以下)(3,397単位)								+531単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+32単位 (2)常勤雇用・経験年未満+31単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+38単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
				区分3(3時間超5時間以下)(3,464単位)								+488単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+32単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+35単位
		(二)定員21人以上30人以下		区分1(30分以上1時間30分以下)(3,178単位)								+445単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+20単位	+27単位
				区分2(1時間30分超3時間以下)(3,207単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
				区分3(3時間超5時間以下)(3,265単位)								+531単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+41単位
		(三)定員31人以上40人以下		区分1(30分以上1時間30分以下)(3,066単位)								+488単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+35単位
				区分2(1時間30分超3時間以下)(3,092単位)								+445単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+20単位	+27単位
				区分3(3時間超5時間以下)(3,145単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
		(四)定員41人以上		区分1(30分以上1時間30分以下)(2,970単位)								+531単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+41単位
				区分2(1時間30分超3時間以下)(2,994単位)								+488単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+35単位
				区分3(3時間超5時間以下)(3,041単位)								+445単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+20単位	+27単位
		(2)医療的ケア児(16点以上)の場合		区分1(30分以上1時間30分以下)(2,348単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
			(一)定員20人以下	区分2(1時間30分超3時間以下)(2,381単位)								+531単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+51単位 (3)常勤雇用・経験年以上+41単位 (4)常勤雇用・経験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
				区分3(3時間超5時間以下)(2,448単位)								+488単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・経験年未満+43単位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41単位 (4)常勤雇用・絏験年未満+31単位 (5)その他従業員を配置+28単位	+35単位
		(二)定員21人以上30人以下		区分1(30分以上1時間30分以下)(2,162単位)								+445単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+51単位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41単位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+20単位	+27単位
				区分2(1時間30分超3時間以下)(2,191単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+51単位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41単位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39単位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
				区分3(3時間超5時間以下)(2,249単位)								+531単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+43卖位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41単位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39卖位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位
		(三)定員31人以上40人以下		区分1(30分以上1時間30分以下)(2,050単位)								+488単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+43卖位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41単位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39卖位 (5)その他従業員を配置+28単位	+35単位
				区分2(1時間30分超3時間以下)(2,076単位)								+445単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+51卖位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41卖位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39卖位 (5)その他従業員を配置+30単位	+27単位
				区分3(3時間超5時間以下)(2,129単位)								+603単位	(1)常勤雇用・経験年数1年以上+42単位 (2)常勤雇用・絏験年未満+51卖位 (3)常勤雇用・絏験年以上+41卖位 (4)常勤雇用・絏験年未満+39卖位 (5)その他従業員を配置+30単位	+41単位



家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	<input type="checkbox"/> 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)	
	ハ 事業所等で対面	(1回につき100単位を加算)	
	ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)	
	イ 事業所等で対面	(1回につき80単位を加算)	
	ロ オンライン	(1回につき60単位を加算)	
	食事提供加算		
	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)	
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上70人以下 (5)定員71人以上80人以下 (6)定員81人以上	(1日につき37単位を加算) (1日につき30単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき21単位を加算) (1日につき19単位を加算) (1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (2)定員41人以上50人以下 (3)定員51人以上60人以下 (4)定員61人以上70人以下 (5)定員71人以上80人以下 (6)定員81人以上	(1日につき20単位を加算) (1日につき16単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき11単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき9単位を加算)
欠席時対応加算(月4回を限度)			
	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)	
専門的支援実施加算(原則月4回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
強度行動障害児支援加算		(1日につき200単位を加算)	
集中的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)	
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき150単位を加算)	
入浴支援加算(月8回を限度)		(1回につき55単位を加算)	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以下(1日につき400単位を加算)	(1日につき800単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以下(1日につき800単位を加算)	(1日につき1,600単位を加算) (1日につき960単位を加算) (1日につき800単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)	
送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(片道につき40単位を加算)	
	ロ 医療的ケアアスコアが16点以上の場合	(片道につき80単位を加算)	
延長支援加算	イ 重症心身障害児(重度心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	(1)30分以上1時間未満 (2)1時間以上2時間未満 (3)2時間以上	(1日につき61単位を加算) (1日につき92単位を加算) (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1)30分以上1時間未満 (2)1時間以上2時間未満 (3)2時間以上	(1日につき128単位を加算) (1日につき192単位を加算) (1日につき256単位を加算)
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)	
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)	
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)	
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)	
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)	
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 保育・教育等移行支援加算		(1回につき500単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 152／1,000) (1月につき + 所定単位 × 159／1,000) (1月につき + 所定単位 × 149／1,000) (1月につき + 所定単位 × 159／1,000) (1月につき + 所定単位 × 139／1,000) (1月につき + 所定単位 × 117／1,000)	

○(旧)主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費

基本部分		注 地方公共 團體が設 置する場 合	注 利用者の 数が利用 定員を超 える場合	注 通所支援 計画を作 成されな い場合	注 開所時間 減算	注 自己評価 結果未表 記減算	注 支援プロ グラム未 公表減算	注 身体拘束 廃止未実 施減算	注 虐待防止 指針未実 施減算	注 業務継続 計画未策 定減算	注 情報公表 未報告減 算	注 児童指 導等未配 当加算(1 日につき)	注 専門的連 携体制加 算(1日につ き)	注 看護職員 加算(1日につ き)			
児童発 達支援 センタ で行つ場 合		重症心身障害児の場合		(1) 定員15人以下 (1,352単位)		965/1000		70/100		減算が適用 される月から 2月目まで ×70／100		4時間未満 ×70／100		× 85/100			
		(2) 定員16人以上20人以下 (1,057単位)		965/1000		3月以上連 続して減算 の場合 ×50/100		4時間以上6 時間未満 ×65／100		× 85/100		× 99/100		× 99/100			
		(3) 定員21人以上 (939単位)		965/1000													
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)		イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算)		ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算)		ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算)		ニ オンライン (1回につき80単位を加算)		注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度							
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)		イ 事業所等で対面 (1回につき60単位を加算)		ロ オンライン (1回につき60単位を加算)													
子育てサポート加算(月4回を限度)		(1回につき80単位を加算)															
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)		ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)															
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)											
栄養士配 置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1) 定員40人以下 (1日につき37単位を加算)		(2) 定員41人以上50人以下 (1日につき30単位を加算)		(3) 定員51人以上60人以下 (1日につき25単位を加算)		(4) 定員61人以上70人以下 (1日につき21単位を加算)		(5) 定員71人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)		(6) 定員81人以上 (1日につき16単位を加算)						
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1) 定員40人以下 (1日につき20単位を加算)		(2) 定員41人以上50人以下 (1日につき16単位を加算)		(3) 定員51人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)		(4) 定員61人以上70人以下 (1日につき11単位を加算)		(5) 定員71人以上80人以下 (1日につき10単位を加算)		(6) 定員81人以上 (1日につき9単位を加算)						
	専門的連携体制加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)														
	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)														
	専門的支援実施加算(原則月4回を限度)		(1回につき150単位を加算)														
	集中的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1,000単位を加算)														
	個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき150単位を加算)														
	入浴支援加算(月8回を限度)		(1回につき55単位を加算)														
	医療連携体制加算(Ⅴ)		(1日につき250単位を加算)														
送迎加算		イ 重症心身障害児の場合 (片道につき40単位を加算)		ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合 (片道につき80単位を加算)		注 同一敷地内の場合 × 70／100											
延長支援加算		(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)											
関係機関連携加算		イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき250単位を加算)		ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)		ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)		二 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)									

事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回迄限度)	(1回につき500単位を加算)
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回迄限度)	(1回につき150単位を加算)

保育・教育等移行支援加算	入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度	
		(1回につき500単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき + 所定単位×152／1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき + 所定単位×158／1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき + 所定単位×149／1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき + 所定単位×139／1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×117／1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位×117／1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
---

## ○(旧)医療型経過的児童発達支援給付費

基本部分		注 地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	注 利用者の数が対応定員を超える場合	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 支援プログラム未公表減算	注 身体拘束废止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定期間減算	注 情報公表未報告減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合  ロ 重症心身障害児の場合	(487単位)  (600単位)	× 965／1,000	× 70／100	減算が適用される月から2月目まで × 70／100	4時間未満 × 70／100	× 85／100	× 99／100	× 99／100	× 95／100
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 ニ 重症心身障害児の場合	(435単位)  (549単位)			3月以上連続して減算の場合 × 50／100	4時間以上6時間未満 × 85／100				
家族支援加算 (I) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) ハ 事業所等で対面 ニ オンライン	(1回につき300単位を加算)  (1回につき200単位を加算)  (1回につき100単位を加算)  (1回につき80単位を加算)								
家族支援加算 (II) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面 ロ オンライン	(1回につき80単位を加算)  (1回につき60単位を加算)								
注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(I)及び(II)それぞれ月4回を限度										
子育てサポート加算(月4回を限度) (1回につき80単位を加算)										
食事提供加算	イ 食事提供加算(I) ロ 食事提供加算(II)	(1日につき30単位を加算)  (1日につき40単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) ロ 福祉専門職員配置等加算(II) ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき15単位を加算)  (1日につき10単位を加算)  (1日につき6単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)										
専門的支援実施加算(原則月4回を限度) (1回につき150単位を加算)										
集中的支援加算(月4回を限度) (1回につき1000単位を加算)										
個別サポート加算(I) (1日につき120単位を加算)										
個別サポート加算(II) (1日につき150単位を加算)										
入浴支援加算(月8回を限度) (1日につき55単位を加算)										
送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合	(片道につき40単位を加算)  (片道につき80単位を加算)			注 同一敷地内の場合 × 70／100					
保育職員加配加算 (1日につき50単位を加算)										
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合 ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上 (1) 1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上	(1日につき1単位を加算)  (1日につき92単位を加算)  (1日につき123単位を加算)  (1日につき128単位を加算)  (1日につき192単位を加算)  (1日につき256単位を加算)							
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(I)(月1回を限度) ロ 関係機関連携加算(II)(月1回を限度) ハ 関係機関連携加算(III)(月1回を限度) ニ 関係機関連携加算(IV)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)  (1回につき200単位を加算)  (1回につき150単位を加算)  (1回につき200単位を加算)								
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(I)(月1回を限度) ロ 事業所間連携加算(II)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)  (1回につき150単位を加算)								
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 保育・教育等移行支援加算 (1回につき500単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)	(1月につき + 所定単位 × 197／1,000)  (1月につき + 所定単位 × 203／1,000)  (1月につき + 所定単位 × 194／1,000)  (1月につき + 所定単位 × 200／1,000)  (1月につき + 所定単位 × 184／1,000)  (1月につき + 所定単位 × 150／1,000)			注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					

## ○放課後等ディサービス給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 障害児(重症心身障害児を除く) (32点以上)の場合	(一)医療的アプローチの場合は (32点以上)の場合	区分1(30分以上1時間30分以下) (2,591単位)	利用者の施設が利用定員を超える場合	配慮すべき従業者(児童発達支援事業者等が事業に従事する員数が基準に該当しない場合) ※ 1日につき1人	通常支拂計算等未公表算	通常支拂計算等未公表算	自己評議会算	実績把握公表算	身体拘束禁止未実施算	実績統計未実施算	情報公表未報告算	申込履歴未加算	兎見指導員等未加算	専門的支援体制加算(1日につけ)
	(a)定員10人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (2,627単位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (2,683単位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (2,399単位)												
	(b)定員11人以上20人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (2,423単位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (2,461単位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (2,304単位)												
	(c)定員21人以上	区分2(1時間30分超3時間以下) (2,322単位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (2,361単位)												
（二）医療的アプローチの場合は (32点以上)の場合	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,583単位)												
		区分2(1時間30分超3時間以下) (1,618単位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,674単位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (1,391単位)												
	(b)定員11人以上20人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,414単位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,452卖位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (1,296単位)												
	(c)定員21人以上	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,313卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,352卖位)												
（三）医療的アプローチの場合は (32点以上)の場合	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (1,247卖位)												
		区分2(1時間30分超3時間以下) (1,282卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,339卖位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (1,055卖位)												
	(b)定員11人以上20人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (1,078卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,116卖位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (960卖位)												
	(c)定員21人以上	区分2(1時間30分超3時間以下) (977卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (1,016卖位)												
(四)(一)から(三)の場合は (32点以上)の場合	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) (574卖位)												
		区分2(1時間30分超3時間以下) (609卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (666卖位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (382卖位)												
	(b)定員11人以上20人以下	区分2(1時間30分超3時間以下) (406卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (443卖位)												
		区分1(30分以上1時間30分以下) (287卖位)												
	(c)定員21人以上	区分2(1時間30分超3時間以下) (305卖位)												
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ (343卖位)												



(三)定員11人以上の場合		(817単位)										
八、共生 型扶株後 等ディ サービス 給付費	(1)授業終了後に行う場合	(430単位)										
	(2)休業日に行う場合	(507単位)										
二、基準 扶株後等 等ディ サービス 給付費	(I)基準扶株後等 等ディサービス給付費 (1)	(一)授業終了後に行う場合	(534単位)									
	(II)基準扶株後等 等ディサービス給付費 (II)	(二)休業日に行う場合	(602単位)									
	(一)授業終了後に行う場合	(430単位)										
	(二)休業日に行う場合	(507単位)										
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)		イ 居宅を訪問(1時間以上) (1回につき300単位を加算)										
	ロ 居宅を訪問(1時間未満) (1回につき200単位を加算)											
	ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算)											
家庭支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	ニ オンライン (1回につき80単位を加算)											
	イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算)											
	ロ オンライン (1回につき60単位を加算)											
子育てサポート加算(月4回を限度)		(1回につき80単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)										
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)											
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)											
久居時対応加算(Ⅰ)(月4回を限度)		※重症心身障害児を支援する場合に限り対応不足率が60%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)										
専門的支援実施加算(原則月2回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
強度行動障害児支援 加算		イ 強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)										
	ロ 強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)											
集中的支援加算(月4回を限度)		(1回につき1000単位を加算)										
人工耳内装用児支援加算		(1日につき150単位を加算)										
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算		(1日につき100単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅰ)		イ ケアニーズの高い障害児に支援を行った場合 (1日につき90単位を加算)										
	ロ 著しく重度の障害児に支援を行った場合 (1日につき120単位を加算)											
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき150単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅲ)		(1日につき70単位を加算)										
入浴支援加算(月8回を限度)		(1回につき70単位を加算)										
自立サポート加算(月2回を限度)		(1回につき100単位を加算)										
通所自立支援加算		(1回につき60単位を加算)										
医療連携体制加算		イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)										
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)											
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)											
二、医療連携体制加算(IV)	(1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき400単位を加算)										
水 医療連携体制加算(V)	(1)利用者が1人 (2)利用者が2人 (3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき1,600単位を加算) (1日につき960単位を加算) (1日につき800単位を加算)										
△ 医療連携体制加算(VI)	(1)	(1日につき500単位を加算)										
	ト 医療連携体制加算(VII)	(1日につき250単位を加算)										
送迎加算		イ 障害児(主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)										
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (片道につき40単位を加算)											
	ハ 医療的ケア児(14歳以上)の場合 (片道につき30単位を加算)											
指定放課 後等デ ザイン サービス (主として 重症心身 障害児を 対象) の場合		イ 障害児 (主として 重症心身 障害児、医 療的ケ ア児を除く) の場合 (1) 30分以上1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上	(1日につき61単位を加算) (1日につき92単位を加算) (1日につき123単位を加算)									
	ロ 重症心身 障害児、医 療的ケ ア児を除く の場合 (1) 30分以上1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上	(1日につき128単位を加算) (1日につき192単位を加算) (1日につき256単位を加算)										
指定放課 後等デ ザイン サービス (主として 重症心身 障害児を 対象)の 場合	△	(1) 30分以上1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上	(1日につき61単位を加算) (1日につき92単位を加算) (1日につき123単位を加算)									
	ト 医療的 ケア児の 場合 (1) 30分以上1時間未満 (2) 1時間以上2時間未満 (3) 2時間以上	(1日につき128単位を加算) (1日につき192単位を加算) (1日につき256単位を加算)										
延長支援 加算												
(1)常勤専任・ 経験3年以上 (2)常勤専任・ 経験5年未満 (3)常勤専任・ 経験5年以上6 年未満 (4)常勤専任・ 経験6年以上 (5)常勤専任・ 経験6年未満 +70単位 +82単位 +125単位 +82単位 +133単位 +266単位												
注 沖縄管か ウラ支那支 出支那支 員の場合は 1回1単位 ロ 児童の 場合は 1回1単位 ハ 保育士又 は指導指 導員の場合は 1回1単位												

		<table border="1"> <tr> <td>ハ 重症心身障害児の場合</td><td>(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)</td></tr> <tr> <td></td><td>(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)</td></tr> <tr> <td></td><td>(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</td></tr> </table>	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
ハ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)								
	(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)								
	(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)								
共生型・基準該当の場合	イ 障害児(重症心身障害児・医療的ケア児を除く)の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)	(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)	(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)				
(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)									
(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)									
(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)									
	ロ 重症心身障害児(医療的ケア児の場合)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)	(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)	(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)				
(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)									
(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)									
(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)									
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)							
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)							
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)							
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)							
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							
	入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 保育・教育等移行支援加算	(1回につき500単位を加算)							
共生型サービス医療的ケア支援加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 155／1,000) (1月につき + 所定単位 × 161／1,000) (1月につき + 所定単位 × 155／1,000) (1月につき + 所定単位 × 159／1,000) (1月につき + 所定単位 × 149／1,000) (1月につき + 所定単位 × 119／1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						

## ○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分	注 児童発達支援 管理責任者の 員数が基準に 満たない場合 (1日につき)	注 通所支援計画 が作成されな い場合	注 支援プログラ ム未公表減算	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可) (1,066単位)	減算が適用さ れる月から4 月目まで $\times 70 / 100$	減算が適用さ れる月から2 月目まで $\times 70 / 100$	$\times 85 / 100$	$\times 99 / 100$	$\times 99 / 100$	$\times 99 / 100$	$\times 95 / 100$	$+15 / 100$

訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上 (1回につき850単位を加算) II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満 (1回につき700単位を加算)
-----------	---

家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算)
ハ 事業所等で対面	(1回につき100単位を加算)

家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	ニ オンライン (1回につき80単位を加算) イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)
-----------------------	--

多職種連携支援加算(月1回限度)	(1回につき200単位を加算)
------------------	-----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき200単位を加算)
-------------	-----------------

通所施設移行支援加算	(1回を限度として、500単位を加算)
------------	---------------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉・介護職員等 待遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)イ $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 150 / 1,000)$ (2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)ロ $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 156 / 1,000)$ (3) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)イ $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 0 / 1,000)$ (4) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)ロ $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 0 / 1,000)$ (5) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅲ) $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 139 / 1,000)$ (6) 福祉・介護職員等待遇改善加算(Ⅳ) $(1\text{月につき} + \text{所定単位} \times 117 / 1,000)$
--------------------	--

注1 居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る 注2 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度	
注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度	

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等待遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

## ○保育所等訪問支援給付費

基本部分	注 児童発達支援 管理責任者の 員数が基準に 満たない場合 (1日につき)	注 通所支援計画 が作成されな い場合	注 一人の訪問支 援員が複数の 障害児に支援 した場合	注 自己評価結果 等未公表減算	注 身体拘束废止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告減算	注 特別地域加算
保育所等訪問支援給付費 (*訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)	(1,071単位)	減算が適用さ れる月から4 月目まで ×70／100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70／100	3月以上連続 して減算の場 合 ×50／100	× 93／100	× 85／100	× 99／100	× 99／100	× 99／100

訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事6年以上 (1回につき850単位を加算)
	II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満 (1回につき700単位を加算)

初回加算	(1回につき200単位を加算)
家族支援加算(I) (月2回を限度)	<p>イ 屋内訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算)</p> <p>ロ 屋外訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算)</p> <p>ハ、事業所等で対面 (1回につき100単位を加算)</p> <p>ニ オンライン (1回につき80単位を加算)</p>
家族支援加算(II) (月4回を限度)	<p>イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算)</p> <p>ロ オンライン (1回につき60単位を加算)</p>
多職種連携支援加算(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)
ケニアーズ対応加算	(1回につき120単位を加算)
強度行動障害児支援加算	(1回につき200単位を加算)
関係機関連携加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき + 所定単位 × 150／1,000)</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき + 所定単位 × 156／1,000)</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき + 所定単位 × 0／1,000)</p> <p>(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき + 所定単位 × 0／1,000)</p> <p>(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位 × 139／1,000)</p> <p>(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき + 所定単位 × 117／1,000)</p>
注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(I)及び(II)それぞれ月4回を限度  注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	

## ○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注 地方公共 施設に設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	注 利用者の 利用料用 字員を超 える場合	注 入所支援 料請求件 数減算	注 身体拘束 料請求件 数減算	注 虐待防止 料請求件 数減算	注 業務継続 料請求件 数減算	注 情報公表 料請求件 数減算	注 日中活動 料請求件 数減算	注 重度障害 料請求件 数減算	注 重度重複 料請求件 数減算	注 強度行動 支援料請 求件数減 算	注 重度行動 支援別支 援料請 求件数減 算	注 乳幼児加 算	注 心身並職 員起算料 請求件数 減算	注 看護員 別支援加 算(Ⅰ)	注 看護員 別支援加 算(Ⅱ)	注 専門職員 別支援加 算(1日につ き)	注 ソーシャル ワーカー別 支援加算
イ 知的障 害児の場合																			
(1)定員5人以上9人以下		当該施設が単独施設 (957単位)								+67単位					-102単位	+141単位	+143単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +51単位	1日につき +159単位
(2)定員10人		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (837単位)							+161単位						-102単位	+140単位	+141単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +112単位	1日につき +159単位
(3)定員11人以上15人以下		(二)当該施設が主たる施設 (1,272単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(4)定員16人以上20人以下		(三)当該施設が単独施設 (957単位)							+121単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +112単位	1日につき +159単位
(5)定員21人以上25人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (665単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(6)定員26人以上30人以下		(二)当該施設が主たる施設 (1,109単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(7)定員31人以上35人以下		(三)当該施設が単独施設 (878単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(8)定員36人以上40人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (645単位)							+81単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(9)定員41人以上50人以下		(二)当該施設が主たる施設 (1,075単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(10)定員51人以上60人以下		(三)当該施設が単独施設 (852単位)							+67単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(11)定員61人以上70人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (600単位)							+47単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(12)定員71人以上80人以下		(二)当該施設が主たる施設 (578単位)							+40単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(13)定員81人以上90人以下		(三)当該施設が単独施設 (554単位)							+32単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(14)定員91人以上100人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (513単位)							+27単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(15)定員101人以上		(二)当該施設が主たる施設 (493卖位)							+16単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
□ 自閉症 児の場合									+16単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(1)定員30人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (845卖位)							+54単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(2)定員31人以上40人以下		(二)当該施設が主たる施設 (772卖位)							+40単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(3)定員41人以上50人以下		(三)当該施設が単独施設 (734卖位)							+32単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(4)定員51人以上60人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (701卖位)							+27単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(5)定員61人以上70人以下		(二)当該施設が主たる施設 (668卖位)							+23単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
(6)定員71人以上		(三)当該施設が単独施設 (637卖位)							+23単位						-102単位	+141単位	+142単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +151単位	1日につき +159単位





小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ) (1日につき320単位を加算)	
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ) (1日につき233単位を加算)	
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9~10名の場合) (1日につき188単位を加算)	(注 平成24年4月以前に建設された施設に関する)
	ニ 小規模グループケア加算(サテライト型) (1日につき378単位を加算)	
障害者支援施設等感染対策向上加算	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき10単位を加算)	
	ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき5単位を加算)	
新興感染症等施設療養加算	(月5回を限度として、240単位を加算)	

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき + 所定単位 × 205／1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき + 所定単位 × 320／1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき + 所定単位 × 301／1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき + 所定単位 × 316／1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 282／1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + 所定単位 × 235／1,000)	
	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	

# ○医療型障害児入所施設給付費

基本部分											
イ 医療型障害児入所施設で行う場合											
(1) 自閉症児の場合	(380単位)										
(2) 肢体不自由児の場合	(189単位)										
(3) 重症心身障害児の場合	(988単位)										
ロ 医療型障害児入所施設で専門的支援を行なう場合	(一)最初の60日まで	(454単位)									
(1) 自閉症児の場合	(二)61日目以降90日まで	(415単位)									
	(三)91日目以降180日目まで	(380単位)									
	(四)181日目以降	(345単位)									
(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(223単位)									
	(二)61日目以降90日まで	(205単位)									
	(三)91日目以降180日目まで	(189単位)									
	(四)181日目以降	(173単位)									
(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,190単位)									
	(二)61日目以降90日まで	(1,084単位)									
	(三)91日目以降180日目まで	(988単位)									
	(四)181日目以降	(891単位)									
ハ 指定児童支援施設で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(137単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(982単位)									
ニ 指定児童支援施設で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(165単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(1,164単位)									
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき 337単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき 448単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (年2回を限度) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (月2回を限度) ハ 施設等で対面 ニ オンライン イ 施設等で対面 ロ オンライン	(1回につき10単位を加算) (1回につき7単位を加算) (1回につき100単位を加算) (1回につき80単位を加算) (1回につき80単位を加算) (1回につき60単位を加算)									
保育職員加配加算	(1回につき 20単位を加算)										
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) ハ 施設等で対面 ニ オンライン	(1回につき300単位を加算) (1回につき200単位を加算) (1回につき100単位を加算) (1回につき80単位を加算)									
家族支援加算(Ⅱ) (月2回を限度)	イ 施設等で対面 ロ オンライン	(1回につき80単位を加算) (1回につき60単位を加算)									
地域移行加算	(入所中2回、年2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)										
移行支援係機関連携加算	(月1回を限度とし必要に応じて250単位を加算)										
経験利用支援加算	イ 体験利用支援加算(Ⅰ) (年2回 1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算) ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) (年2回、1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)										
要支援児童加算	イ 要支援児童加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度 150単位を加算) ロ 要支援児童加算(Ⅱ) (1月につき4回を限度 150単位を加算)										
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1000単位を加算) ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日ににつき500単位を加算)										

小規模グループケア加算	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9~10名の場合)	(1日につき320単位を加算) (1日につき233単位を加算) (1日につき186単位を加算)
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位 × 285 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 300 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 281 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 296 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 242 ÷ 1,000) (1月につき + 所定単位 × 221 ÷ 1,000)

注 平成24年4月以前に建設された施設に限る